

令和 5 年 3 月 北九州市議会 定例会 議案

議案番号	件名	ページ
議案第 6 8 号	副市長の給与の特例に関する条例について	1

議案第68号

副市長の給与の特例に関する条例について

副市長の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和5年3月16日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 副市長の給与を減ずる特例を設けるため、この条例案を提出する。

副市長の給与の特例に関する条例

(副市長の給与の特例)

第1条 副市長の令和5年4月1日から令和9年2月19日（同日前にこの条例の施行の日において在職する市長が退職したときは、その退職の日）まで（以下「特例期間」という。）の各月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。）第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定並びに市長等給与条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）第10条及び第14条の規定による給料及び地域手当の額から当該給料及び地域手当の額にそれぞれ100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 特例期間の各年の6月1日及び12月1日を基準日（市長等給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項前段に規定する基準日をいう。）とする副市長の期末手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条において準用する給与条例第24条第2項の規定による期末手当の額から当該期末手当の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。